

都市デザイン（小倉・黒崎）策定・実装検討業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

都市デザイン（小倉・黒崎）策定・実装検討業務委託

2 業務目的

北九州市は、新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）で掲げる目指す都市像を実現するため、小倉及び黒崎地区におけるまちづくりの方向性を示す都市デザインの策定を進めており、北九州2043 次世代まちづくり・投資に向けた戦略（たたき台）（以下「戦略」という。）を令和8年7月22日に公表した。

本業務は、戦略をもとに、学識経験者等の専門家による検討会議（以下「検討会議」という。）等での意見を反映させ、ブラッシュアップを図るとともに、今後の具体的な開発プロジェクトの実装に向けた検討を深めるもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 対象地区

小倉駅及び黒崎駅を中心とした半径約1 km

5 業務内容

（1）戦略のブラッシュアップ

戦略のブラッシュアップのため、市は検討会議（今年度中に3回程度の開催を予定。）及び市民からの意見聴取（以下「検討会議等」という。）の実施を予定している。その際の資料作成補助を行うとともに、得られた意見を取りまとめて整理し、これまでの計画策定の実績や知見をもとに、戦略やパースに反映し、最終成果物として取りまとめる。

（2）「起点となるプロジェクト候補」の具体化

以下ア及びイに掲げる、戦略に記載の「起点となるプロジェクト候補」について、それぞれ下記①から⑤の検討等を行う。

ア 小倉ブースト

小倉ウォークアブルフィールド（例：駅前広場再編・平和通り車線減など）

イ 黒崎リバイバル

ウェルビーイングストリートプロジェクト（ふれあい通りを中心とした黒崎のまち全体で快適な歩行空間の形成）

【検討事項】

- ① 地区の現況など基礎情報の整理
- ② プロジェクト推進にあたってのボトルネックの整理と、それを打破突破す

るための打ち手(事業手法等)の検討

- ③ 公共及び民間の関係プレイヤーについて、関わり方、体制、役割分担の検討
- ④ フェーズ別での取組の整理と、ロードマップ化
- ⑤ ステークホルダーとの協議・調整における留意事項の整理、必要な資料の作成(エビデンス、イメージ等含む)

6 成果品とフォーマット例

成果物	フォーマット	内容
ブラッシュアップを反映した戦略	Power Point 等/PDF	概要版、本編
検討会議等のとりまとめ	Power Point 等/PDF	作成資料及び当日の議事録、意見の概要と対応(案)等
「起点となるプロジェクト候補」の具体化	Power Point 等/PDF	概要、詳細、各種データ

※上記を収めた電子データ(CD-R等)を提出。

7 体制・要件

都市計画、建築、ランドスケープ等の専門家を配置すること

8 提出先

都市戦略局 都市再生推進部 都市再生課
(北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市役所13階)

9 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 本業務に係る業務計画書(スケジュール及び人員体制等)を本仕様書及びプロポーザルでの提案書に基づき作成し、提出すること。
- (2) 受注者は、業務により知り得た情報については守秘義務を負う。
- (3) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は本市に帰属するものとし、発注者の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、写真、イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。
- (4) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、できる限り本市内事業者を活用することとし、発注者に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- (5) 業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同

様とする。

- (6) 発注者が提供する情報・資料等について、発注者の許可なく第三者に流布してはならない。また、情報セキュリティ基本方針に準じて、当該情報資産を取り扱う旨、発注者と誓約書を交わし、遵守すること。
- (7) 受注者の業務履行に必要となる会場使用料や運営費等が生じる場合、受注者が負担する。なお、当該費用は、発注者が負担する委託料に含むことができることとする。
- (8) 下記事項に要する費用は全て受注者の負担とする。
 - ア 受注者の不注意によって生じた業務上の損失補償費用
 - イ 受注者が第三者に与えた損害賠償費用
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項や業務履行中に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。
- (10) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、発注者と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。
- (11) 委託料の支払いは、業務完了確認後に、受注者の請求に基づき、一括して行う。

【参考資料等一覧】

- (1) 北九州2043 次世代まちづくり・投資に向けた戦略（たたき台）
- (2) 令和7年度「都市デザイン（小倉・黒崎）策定業務委託」成果品
- (3) 令和6年度「(仮称)“都市デザイン（小倉・黒崎）” 検討業務委託」成果品
- (4) 北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01805.html
- (5) 北九州市情報セキュリティ基本方針
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/digi/file_7180.html
- (6) 北九州市契約規則
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00005.html